平成２６年（フ）第１０８号
鳥取県米子市上福原３丁目４番67号、前住所鳥取県米子市皆生４丁目５番８号
債務者　杉原真砂子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８２２号
広島市安芸区畑賀２丁目17番14―101号
債務者　兵庫ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
山口県萩市大字下田万2242番地
債務者　岡崎　宏満
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第１４０号
愛媛県西条市樋之口448番地16、前住所松山市小栗２丁目２番５号　濱田レジデンス102号
債務者　横田　誠一（旧姓矢原）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４７号
愛媛県新居浜市御蔵町４番38号、前住所愛媛県新居浜市横水町４番29号
債務者　福田　恵子（旧姓達川）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６７号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目４番９号、住民票上の住所愛媛県今治市立花町２丁目１番９号
債務者　羽藤　文雄
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３１８号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4122番地１リベルテ白石Ａ棟203号
債務者　藤本さなえ
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字長洲729番地の１　市営長洲第２団地300棟302号
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
宮崎市霧島２丁目６番地１　サンミストコーポ202号
債務者　小林　省三
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１６号
宮崎市霧島２丁目６番地１　サンミストコーポ202号
債務者　小林きぬよ（旧姓椎葉）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７８号
宮崎県小林市東方3771番地７
債務者　前村恵津子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第９３８号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区39棟811号
債務者　鎌田　捷一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５５号
千葉県市原市大厩1808番地34
債務者　渡邊　邦博
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９８０号
千葉県船橋市浜町１丁目23番13号
債務者　宗形　春絵
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１４号
千葉県船橋市本町３丁目23番１号　コスモハイツ102号
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１８号
千葉県船橋市馬込町941番地４
債務者　高橋　輝雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２３号
千葉県市川市東菅野４丁目20番12号　コーポ笠原101号
債務者　三坂フジエ
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係